

令和5年11月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年11月24日(金)

午後3時00分

場 所：波佐見町総合文化会館

2階「研修室2・3」

1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

2. 欠席委員

7番 高尾 晃

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

13番 西 秀敏 1番 小林 孝幸

第2 提出議案

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第36号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

「非農地に該当するもの」と判断

議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第38号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

令和5年11月24日（金） 午後3時00分 開会

滝川係長	ただいまから令和5年11月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
滝川係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
滝川係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従がって、会議を進めます。 議事日程第1 「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「13番 西委員」「1番 小林委員」にお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	(別紙資料 議案第34号の申請番号1番を朗読し説明する。) 1番の申請ですが、譲受人は以前から申請地を借りて耕作しており、所有権を移転した方が耕作に便利であるため、農地法第3条の申請をされています。 なお、譲り受けた後も今までどおり水稻を耕作する予定で、周囲に迷惑にならないよう草刈等の作業を適格に行い、地域に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。 以上、ご審議方よろしくお願いします。
川島会長	それでは、井石地区の担当委員である「4番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。
田中委員	はい、4番 田中です。現在も譲受人が耕作をされているので特段問題はないかと思います。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
	(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第34号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第34号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、譲渡人は、今後維持管理ができないため、農地の譲渡を検討していたところ、野菜や果樹を耕作したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。

なお、譲受人は農作業の経験は特にありませんが、トラクターや管理機を所有しており、周囲に迷惑にならないよう草刈等の作業を適格に行い、地域に協力することから事務局としては、特段問題ないかと思います。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田島委員

はい、5番 田島です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

楠本委員

推進委員の楠本です。現況の写真を見る限り農地とはいえないと思います。今後宅地造成をするのが目に見えてわかると思います。もう少し厳しく対処してもらわないといけないと考えます。

滝川係長

事務局としても何度も申請人と話をしたのですが農業をすると言っているのでそれ以上は疑ってかかるわけにもいかず何もできないのですが今後の様子を見て検討していきたいと思っています。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第34号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第35号を朗読し説明する。)

申請地は、既に工場用地の一部として利用されております。昭和50年頃から申請者の父が農地法4条の許可を受けることなく、申請地も含めた土地を生地工場の用地にしており、申請地は建物の一部やコンテナボックス、変電設備等があります。申請者は、令和3年に新たに工場を建築する際に申請地が農地であることに気づいたが、その後手続きが分からずにそのままの状況になっていたため、今回、正式に工場用地として転用したいとのことで、県と協議をおこなった結果、「簡易手続き相当に該当する違反案件」と判断されたので、顛末書を添付した農地法第4条の追認申請をされています。

なお、簡易手続きに判断された理由としては、長崎県農地転用事務指針にある「簡易手続き相当の違反案件の基準」の「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当することになり、申請地の原状回復は困難であり、近隣農地の耕作等への影響はないと県は判断し、簡易手続き相当の違反案件になっています。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害の影響もなく、既存建物以外に新規に建物を建築しないので日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は道路側溝に排水され、汚水はくみ取り、雑排水は、工場内タンクに貯水後、業務用ろ過脱水機で水と不純物等を分離後、道路側溝に排水されるようになっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは、村木地区の担当委員である「13番 西委員」、補足説明がありまし
たらお願いします。

西委員

はい、13番 西です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第35号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第36号「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第36号について説明する。)

一筆調査に基づく農地・非農地の判断についてですが、8月に実施しました調査において、非農地と判断された農地で、所有者又は納税管理者がはつきりと分かった農地に対するものになります。通知の対象となる農地は合計7筆で、合計面積が2,926m²となります。

なお、今回非農地ということで判断いただければ、「非農地通知書」を所有者の方に送付するようになります。送付する書類は、「非農地通知書」と併せて、地目変更登記については所有者の方でしていただくため、「地目変更登記の手続きの仕方」、「登記申請書」も同封して送付します。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

それではお諮りします。議案第36号「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

それでは異議なしということで、議案第36号については、非農地として判断することにいたします。

続きまして、議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第38号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第37号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、稗木場郷岩崎 1022 番地 1 他合計 7 筆で、面積は、合計 17, 136 m²となります。

利用権設定をするものは、稗木場郷の○○さん他 5 名で、利用権設定を受ける者は公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田となっています。

期間はすべて令和 6 年 1 月 10 日からで、10 年間の令和 16 年 1 月 9 日までが 6 筆、5 年間の令和 11 年 1 月 9 日までが 1 筆となっています。

(別紙資料 議案第 38 号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。土地の所在及び面積は、稗木場郷岩崎 1022 番地 1 他合計 7 筆で、面積は、合計 17, 136 m²となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は 稗木場郷の○○さん他 2 名で、種別・利用目的は変更・水田となっています。

期間はすべて令和 6 年 1 月 10 日からで、10 年間の令和 16 年 1 月 9 日までが 6 筆、5 年間の令和 11 年 1 月 9 日までが 1 筆となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第 38 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第 37 号及び、議案第 38 号については、承認することと致します。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会 11 月定例総会を閉会致します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。